



JADELA法創造研究部会  
ミニワイガヤ説明資料  
「デザインと物品性の再評価」

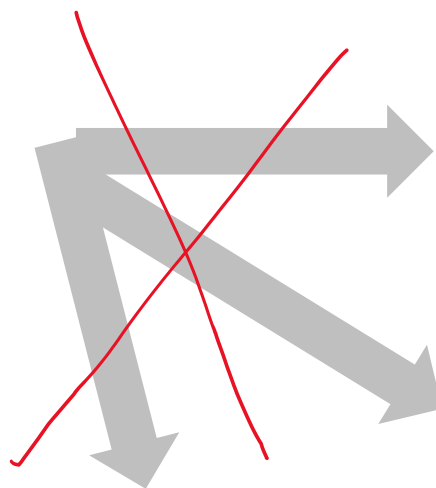
2023年8月30日@早稲田大学8号館412号室

# はじめに



乗用自動車の意匠  
(意匠登録済)

無断でデザインを  
使われても、→  
のケースでは権利  
行使できない



ミニカーの玩具



メタバース上  
の車型デジタル  
アイテム



スキャンなどし  
て作成した、車  
の3Dデータ

# 意匠とは

## (定義等)

**第二条** この法律で「意匠」とは、**物品**（物品の部分を含む。以下同じ。）**の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合**（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

- 通説及び実務の運用では、**物品 = 有体物たる動産**

# 意匠権の保護の及ぶ範囲 = 物品により権利範囲に限定がかけられている

## (意匠権の効力)

**第二十三条** 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

- 意匠の類似は物品の類似が要件と解釈されている

最判昭和49・3・19民集28巻第2号308頁〔可撓伸縮ホース事件〕

## (定義等)

**第二条 2** この法律で意匠について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

つまり、同一又は類似の意匠を、同一又は類似の物品に付して、その物品を製造等すると権利侵害

# 様々なケースに当てはめると..... (現状)

同一又は類似の意匠を、同一又は類似の物品に付して、その物品を製造等すると意匠権侵害

〈侵害〉

- ▶ 乗用自動車のデザインを、乗用自動車のデザインとして第三者が使用、乗用自動車を製造販売

〈非侵害〉

- ▶ 乗用自動車のデザインを、ミニカーのデザインとして第三者が使用、ミニカーを製造販売
- ▶ 乗用自動車のデザインを精巧にスキャンして、メタバース上のアバターが用いる移動用アイテムとして販売
- ▶ 乗用自動車のデザインを精巧にスキャンして、3Dプリンタ用の3Dデータとして販売

# 立場による意見の違い ——分科会活動として、何ができるか

- ▶ 物品性を欠いた単なるデザインの見ただけを無断使用されることについて.....
  - 例えば、あるデザイナーの方から、例えデザインの用途や機能が違ってても、見ただけを使われてしまうのは悔しい、という意見を聞かせて頂いたり.....
  - 例えば、実用品の企業の知財担当で、実用的な自社製品の見ただけが無断で転用されたアクセサリーが、ドラマで使われていて映っていた、という事があった際、その企業知財の方は、全く構わないというスタンスであった（が、相手方が視聴者にネットで叩かれ、謝罪をされた、ということがあったそう.....）

↑ おそらく立場によって「デザイン（見た目）とモノ（用途・機能）の関係」についての意見は様々。

= 企業知財、弁理士・弁護士、デザイナー（しかもご専門の分野も多様）など、様々な立場の方々が集まっている。自身の立場や利害関係などを全面に押し出していただいて、それぞれ意見や、不満や、構想を共有することで、「デザインと物品性の再評価」の実践的な第一歩へ！

# (補足)

- ▶ 著作権？
- ▶ 不競法2条1項3号？
- ▶ 欧州の制度について